

応急危険度判定により「危険」と判定された建築物の所有者・管理者に対しては、相談に応じ修理・復旧等の促進を図る。

~~カ 被災宅地危険度判定士制度との連携~~

~~類似制度として県が認定登録を行う被災宅地危険度判定士制度との連携により、実効的な活動を実施する。~~

(4) 被災宅地危険度判定の実施

災害によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、判定士によって被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する目的で宅地の危険度判定を実施する。

ア 宅地に関する被害状況の把握

宅地の被災報告に基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。なお、被害調査にあたっては、市民の情報も参考にする。

イ 被災宅地に対する危険度判定の実施準備

県と連携し、被災宅地に係る危険度判定の実施を準備する。

(ア) 宅地判定士の確保

県に宅地判定士の確保を要請する。

(イ) 宅地判定士の受け入れ施設の確保

宅地判定士の受け入れ施設を確保する。

(ウ) 作業実施のための準備

作業実施に向けて次の事項を準備する。

a 担当区域の配分

b 判定に必要な資料の準備

c 判定作業に必要な資機材の確保

d 判定統一のための打合せ実施

(エ) 判定調整員の育成

大規模災害時における宅地危険度判定を円滑に実施するため、宅地判定士の配置等判定業務を円滑に進めるうえで必要な、判定調整員の育成を日頃から系統的に進めるものとする。

ウ 危険度判定の実施

被災宅地の危険度判定は、被災宅地危険度判定協議会が定めた「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき実施する。

エ 判定結果の表示等

(ア) 危険度判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果を「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）に対処方法を記載したうえで、見やすい場所に表示し、当該宅地の関係者だけでなく、付近の通行者にも識別できるようにする。

(イ) 危険度判定結果の周知

「危険」又は「要注意」と判定された宅地については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を所有者・管理者や市民に周知する。

オ 「危険」と判定された所有者等への対応

危険度判定により「危険」と判定された宅地の所有者・管理者に対しては、相談に応じ修理・復旧等の促進を図る。